

平成26年第2回

定例会

せたな町議会会議録

(平成26年6月12日)

平成26年第2回せたな町議会定例会 第1号

平成26年6月12日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
(平成25年度せたな町一般会計予算)
- 7 報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて
(平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計予算)
- 8 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 9 報告第 4号 株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度事業計画の承認の報告について
- 10 議案第 1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 3号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 4号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 5号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第 6号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第 7号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第 8号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第 9号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 意見案第1号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書
- 21 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
- 22 発議第 2号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君 |
| 3番 大野一男君 | 4番 内田尊之君 |
| 5番 熊野主税君 | 6番 石原広務君 |
| 7番 小平久君 | 8番 澤田光子君 |

9番 大湯 圓郷 君	10番 細川 伸男 君
11番 平澤 等 君	12番 菅原 義幸 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋 貞光 君
教育委員会	委員長	榎田 道廣 君
農業委員会	会長	三上 博則 君
選挙管理委員会	委員長	大坪 観誠 君
代表監査	委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野 利廣 君
総務課長	西村 晋悟 君
財政課長	高田 威君 君
税務課長	堂端 重雄 君
町民児童課長	中野 真一 君
保健福祉課長	丹羽 優君 君
産業振興課長	鎌田 勝幸 君
建設水道課長	原 進君 君
出納室長	原田 一美 君
国保病院事務局長	小林 安晴 君
総務課まちづくり推進室長	黒澤 智彦 君
総務課長補佐	高橋 純君 君
財政課長補佐	神田 昌君 君
税務課長補佐	横川 忍君 君
町民児童課長補佐	佐々木 真由美 君
町民児童課長補佐	坂谷 洋二 君
保健福祉課長補佐	西田 良子 君
保健福祉課長補佐	元島 敬二 君
産業振興課長補佐	佐藤 英美 君
産業振興課長補佐	八木 忠義 君

産業振興課長補佐	渋	田	彰	人	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君
建設水道課長補佐	早	川	泰	二	君
出納室長補佐	関		功	悦	君
国保病院事務局次長	小	板	橋	司	君
税務課主幹	佐	々	木	正	人
町民児童課主幹	濱		登	幸	恵
保健福祉課主幹	上		野	宏	之
地域包括支援センター所長	長		内		京
産業建設課主幹	三		浦	剛	大
産業建設課主幹	浜		高	正	明
農業センター副所長	沼		口	英	樹
建設水道課主幹	久	津	間		智
建設水道課主幹	上		田	一	男
建設水道課主幹	平		田	大	輔

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦	三	郎	君
産業建設課長	佐	野	英	也		君
地域町民課長補佐	木	村	一	夫		君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸		君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝	純		君
産業建設課長補佐	杉	村		彰		君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治		君
地域町民課主幹	中	川		讓		君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志		君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	繼	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英	規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕	君
教育委員会事務局長	篠 塚 三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻 雄 一	君
教育委員会事務局次長	丹 羽 小 百 合	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三 浦 孝 史	君
教育委員会事務局主幹	増 田 和 彦	君
教育委員会事務局主幹	上 野 朋 広	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤 美 知 子	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉 崎 照 人	君
---------	---------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西 村 晋 悟	君
書 記 次 長	高 橋 純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐 々 木 正 則	君
事 務 局 次 長	横 川 洋 二	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 々 木 正 則	君
事 務 局 次 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 書 記	松 林 功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達しておりますので、平成26年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において11番、平澤 等議員、1番、奥村喜美男議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず最初に平成25年度各会計決算状況についてご報告を申し上げます。

お手元に配布しております平成25年度各会計決算状況であります。一般会計ほか9の特

別会計と公営企業である病院会計における決算状況でございます。

一般会計の決算状況であります。予算執行率は歳入が99.2%、歳出では96.64%となる見込みであります。歳入歳出差引では2億4,113万8,517円となりますが、国の経済対策事業に係る予算を繰越明許費として繰越いたしますので、翌年度に繰越すべき財源4,980万9,000円を差引きいたしますと実質収支額は1億9,132万9,517円になります。この額から基金条例第4条第2項の規定により、この実質収支額の2分の1を下らない額を財政調整基金に積立てなければなりませんので1億3,132万9,517円を積立て、残りの6,000万円を平成26年度に繰越すこととしたものであります。

次に9つの特別会計の決算状況であります。それぞれの会計における実質収支額につきましては全て翌年度に繰越金として措置をしたところであります。

最後に病院事業会計の決算状況であります。収益的収支については9,286万6,000円ほどの純利益を見込んでおります。資本的収支については、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果、2,456万3,000円ほどの不足となりましたが、この不足額については損益勘定留保資金で補てんするものがございます。

次のページでございますが、これは一般会計ほか9の特別会計、病院会計についての実質収支額でございます。ご参照願います。

続きまして、せたな町立国保病院医師の退職についてでございます。

現在、せたな町立国保病院嘱託内科医師としてご勤務いただいております小林久倫先生が、平成26年6月30日付けをもって退職することとなりましたのでご報告いたします。先生は、平成25年10月に着任いただき、9カ月に亘り内科外来、入院患者、消化器検査、学校検診などで大変お世話になり、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

7月以降の医師体制であります。森院長を中心に内科外来につきましては、原田先生、小林理望先生、遠藤先生の3人体制で北海道大学、北海道地域医療振興財団、札幌山の上病院などの応援を得ながら診察に当たっていただくこととしています。

以上が医師の退職についてでございます。

次に、4番の工事発注状況について、それから5番の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 次に教育長。

○教育長（成田円裕君） 教育委員会の所管に関わる行政報告をいたします。

内容につきましては、玉川小学校の統合についてであります。平成26年5月29日付けで、玉川小学校PTA会長並びに丹羽町内会長の連名において、学校統合に向けた要望書の提出がありました。内容は、PTAや町内会において協議を重ねた結果、今後の児童数の推移や教育のあり方などを総合的に考えると、統合が望ましいということで、平成26年度末をもって閉校とし、平成27年4月より、北檜山小学校へ統合したいというものであります。このことについて、平成26年6月4日開催の第7回教育委員会において協議した結果、保護者や地域が

十分に話し合いを行ったうえでの要望であることから、玉川小学校については平成27年3月末をもって閉校し、27年4月1日より北檜山小学校へ統合することに決定をいたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、統合に係る予算につきましては、同校実行委員会の発足後に取り進め方や予算などを相談した上で、あらためて予算要求させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭にするようお願いいたします。

それでは、通告順により発言を許します。

3番、大野一男議員。

○3番（大野一男君） ただいま議長より発言のお許しがありましたので、介護保険制度改正の伴うまちの対応について町長に所見をお伺い申し上げます。

平成12年4月に介護が必要となった高齢者を社会全体、公で支えて行こうとする崇高な理念のもと介護保険制度がスタートしました。以来1期3年間を計画期間と定め、その都度計画の見直しを図り現在平成24年度から平成26年度までの第5期目を迎えています。また、来年度平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画が始まります。この間平成18年度には高齢者が要介護状態となることから生じる介護費用の増大の抑制も念頭に介護予防重視の姿勢を理念のひとつに掲げた介護保険法の改正が行なわれ、要介護認定の区分をそれまでの要介護1から5の5区分から新しく要支援1、要支援2を加えた7区分とすると同時に、要支援者認定で要支援1、2に該当した方を対象とした予防給付、いわゆる予防給付サービスが新たに提供されることになりました。また、地域支援事業も新たに創設されたところであります。しかしながら高齢化社会の到来により、当初の想定をはるかに超える介護サービスの利用者が増え続け、介護給付費の大幅な増加を招いております。国はこうした状況を勘案し、その抑制を図るべく更なる制度の見直しへ大きく方向転換の方針を示しております。以上の状況を勘案し町長に質問をさせていただきます。

1、介護保険の要支援1、2と認定された人向けのサービスを段階的に市町村に移管し、事業運営はその市町村の裁量に任せるとし、その方策として要支援者に対する介護予防給付（訪問介護、通所介護）については、市町村が地域の実情に応じ、地域住民の多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう地域支援事業の枠組みの中で発展的に見直していく。新しい総合事業として、市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度末までにすべての事業に移行するとして介護予防給付（訪問介護、通所介護）の見直しと地域支援事業の充実等（案）との方針が示されています。実施に向けた基盤整備の推進等今後のまちの対応策についてお伺いをいたします。

2、施設介護における特別養護老人ホームの入所基準を比較的軽度の（要介護1、2）も含めた5段階全ての方が入所できる現状を改め、新規の入所者の中重度の（要介護3から5）に認定された人に限定するとの厳しい見直し案を検討するとしておりますが、このことにより要介護1、2の方をどのようにサポートしていくかが課題になるかと思えます。そうしたことへの対応策についてもお伺いをいたします。

3、要介護度の低い人を、施設介護から在宅介護へと流れを促すことは、増え続ける介護保険の給付費を抑えることにもつながるとの側面もありますが、在宅介護の方向性、取り組みについては地域包括ケアシステムの構築へのプロセスと密接な関係があると考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険事業計画は、介護保険事業を円滑に実施するため、高齢者保健福祉計画と一体的に作成することとなっており、1期3年間を計画期間と定め、その都度、計画の見直しを図ってまいりました。平成18年当時は介護予防を重視しておりましたが、高齢化率の上昇や後期高齢者の増加などに伴い、高齢者をめぐっては要介護状態にならないための介護予防、認知症高齢者対策、独居高齢者等への支援など幅広い分野にわたってさまざまな課題が生じています。介護保険は、国民に広く認知され、平成25年4月には、制度開始当時に比べ要介護認定者数は、約2.6倍、給付費は、約2.8倍になっております。国では、低所得者をはじめとする国民の介護保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに持続可能な社会保障制度の確立のため、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から介護保険制度の改正を進めております。せたな町も高齢者人口はすでに増加のピークを迎え、横ばいとなっておりますが支え手となる人口が徐々に減少しております。このようなことを踏まえ、第6期計画は、地域包括ケアシステムの構築などを盛り込み、地域の実情に即したサービス提供体制の一層の充実を図ってまいります。

現在、介護保険非該当の方の生活管理指導員派遣事業及び生きがい活動支援通所事業のほかに、今回補正予算をお願いしております地域支援事業として、生活支援、介護予防サービスの基盤整備事業を進めさせて頂く予定です。この整備事業を活用して、地域の方々と相談しながら、ボランティアなど様々な団体と情報共有及び連携を図り、元気高齢者や地域住民が担い手となる仕組みを構築していきます。

2つ目の質問にお答えします。現在、要介護1、2の多くの方は施設に申込されても、要介護3以上の方が優先をされまして家族や近所の方々の協力、支援と介護保険サービス等を利用し在宅で生活しております。せたな町としましては、要介護1、2の方が施設に申し込みできなくなった場合の不安について、安心してもらえるよう相談を受けると共に民間の居宅介護支援事業所、その他の関係機関や地域の方々との連携を図り対応して参りたいと思えます。自宅で生活を続けるためには、行政のみならず家族や地域の方々の支援が必要と考えております。昨年、住民参加型高齢者生活支援等推進事業で地域の方々と確認し合えた公助、共助、自助の理

念の下で、地域で暮らす高齢者の生活支援体制の構築を進めてまいります。

3つ目の質問にお答えをします。地域包括ケアシステムの構築につきましては、住民が住み慣れた地域で、安心して在宅生活を維持するための体制作りが課題となります。具体的には、在宅生活を維持できる住まいの確保、配食や買い物などの生活支援サービスの提供、更に在宅医療や介護サービスの充実を図ることが重要です。せたな町のような過疎地域では、医療や介護の人材確保が難しい地域であります。幸い住民同士のつながりや助け合いの精神が強く根付いております。ですから地域包括ケアシステムの実現には、共助の役割が大変重要であります。地域の方には、実際に行っている近所の見守りや声掛けを広げ、商工会や配達業者などの民間事業者と連携しながら、高齢者への見守り体制を作るなど高齢者が在宅で生活できるうえで、必要なことについて話し合いを深めながら、取り組んでいただきたいと思います。しかし、行政として行わなければならない部分を見極めることも重要であり、在宅生活を維持するために必要となる高齢者向けの住宅確保や、地域で安心して過ごせる医療と介護の体制作りなどについて、これから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） ただいま町長より今後の対応について、詳細に説明といたしますか答弁をいただきました。ありがとうございます。国は来年から始まる第6期事業計画と重なるように、いわゆる今ある予防給付の部分を国の事業から切り離して、町村の裁量に任せて引き続き介護予防給付等の支援事業をやっていくという形にこのシステムを変えようということの動きが出てます。本来であれば、ことしの国会に議案を提出して来年度からでも、そういった形に一気に運営をしていきたいという腹づもりもあったようですが、余りにもそれは拙速過ぎるということで、29年度までいわゆる第6期の3年間をかけて各市町村にそういった体制づくりをやりなさいと。その期間猶予期間ですよという見方との解釈もできるわけですが、いずれにしても今後は、介護全体の予算財源は介護給付の事業の予算の中で計上するとは言いながら、その負担割についても、将来町村の財源確保が非常に厳しくなる、求められてくる。国の負担を少しでも少なくする、介護給付の介護費用の削減、抑制ということが大きな背景にあるわけですから、国そのものが補うものについては、ある程度の限界があるという認識の中で、さまざまな事業移管を町にすることを合わせて財源の捻出も町村の範疇でやりなさいと。逆を返せばその町村ができるサービスは、その財源に基づいたことによって決まってくるという心配があるわけです。例えば今、予防給付の中で行われているさまざまなサービスを、町村でやるということになりますと、これは町長からもありましたように、民間が行なっている、あるいは有資格者が行っているヘルパー事業も、もしかしたら今、地域にあるボランティア団体であるとか、NPO法人にそういう事業を移管して少しでもコストの削減を図るといったようなことも聞こえてきます。そうなりますと、本当に今、全国一律の体系で行われている介護サービスが、質、量とも維持できていくのか。水準を堅持していくことができるのかという不安が出てまいります。そういうことのないように一つせたな町では、しっかりプログラム制度設

計を作って、伴う財源についても、これは町長の政策判断になると思うんですが、しっかりと財源を充てて遜色のない事業が進められるような、そういう体制づくりをぜひお願いをしていきたいと思います。その点についてもう一度、3年かけて多分このことについて、制度設計を作っていく、包括支援が中心になってやっていくんだと思うんですが、質、量ともに低下しない。それから住民の不安がそういうところに及ばないような政策の展開、財源の確保ということについて町長の意向をお聞きしたいと思います。

それから地域包括ケアシステムの件ですが、この中で一つ取り上げていただきたいのは、住まいの件です。本来、介護保険事業が始まった大きな要因は、家族や家庭で介護者を見るということがなかなか厳しい。そうであれば社会全体で支え合って家族の負担も軽減していこうということが発想の原点にあったと思うんですが、何か15年かけてぐるっと回ってきて、在宅シフトという考えが出てきてます。当然、家族、親族のことですから身内で見るというのは常でありますけれども、しかしそれを大きな今後の介護の中心としてもっていくということは、再び家族労働、家族の介護負担を増やしていく心配があります。この在宅介護へシフトするときに、やはりそういうことを共に、公と一緒にしてそういう方の負担軽減を図っていただけるような仕組み作りも必要ではないかと思えますし、そのことを目指して地域包括ケアシステムも新たに作っていく、これも町村が制度設計をしていくということが中心のようですので、ぜひその辺は詳細、中身についてもしっかりと詰めた素案を作っていただきたいと思います。住まいの件ですが、高齢者向け住宅であるとか、一部ではサービス付き高齢者住宅という制度もあるようですが、そういったものを活用しながら何とか公と在宅をする家庭が連携してやっていただけるような仕組み作りについて十分配慮をしていただきたいと考えます。

それから最後ですけれども、介護保険料が第6期になりますと改定となります。第5期の介護保険料、第1被保険者の部分であります。前回の第5期の決定のときには、随分まちとしても基金を取り崩してなかなか抑制に努めたという経緯があります。月額標準基準額で3,720円、年額で4万4,640円というのが今ある基準額ですが。今度第6期の査定にはこれからいろいろ資料を集めて、定数をたたいて数字をはじき出すと思いますが、全国平均はおおよそ5,000円くらいだと言われてます。それからみるとせたな町は4,000円を切るということで非常にこの部分については頑張っていると思うわけですが、見通しとしてこの第6期に向けてできる限り願うところは、安く、負担を軽減してもらいたいというのが常であります。町長としてその辺第6期についても基金は随分食いつぶしてなかなか充当する財源もないという状況ですけれども、何とか安価で済むような方策をぜひやっていただきたいと思いますが、その辺の意向についても合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず、今回の改正の目指すところではありますが、これは国民の皆さんの介護保険料に係る負担の増大、国ももちろんそうではありますが、そういったものを抑制しようというところに、大きな意図があると我々も考えております。そこで、そのために国が今までやってきたことを、今度は地域がどうやってしっかりと支える体制を作っていくかという

ころが今回のポイントとっております。そこで、まちとしてはこの生活支援、介護予防サービスの基盤整備事業ということで今回補正をお願いしておりますが、これは地域包括支援センターの中に研修を受けたコーディネーターを配置して、要支援者などの買い物支援、自宅のゴミ出し等の具体的なニーズ把握や地域に不足する支援の創出を行って、元気高齢者や地域住民が担い手となる仕組みを作ることで高齢者が安心して生活ができるようにと考えているところでございまして、この事業は渡島檜山管内では、せたな町のみが実施すると聞いております。厚生労働省や北海道が実施する研修会等で動向を確認しながら、しっかり実施してまいりたいと思っております。

それから高齢者の住宅についての質問もございましたが、さまざま高齢者の受け入れをする施設があるわけでありましたが、非常に費用が高いというようなこともございまして、そういった部分では、せたな町の高齢者に必ずしもそぐわないというようなことがございます。やはり在宅で安心して生活をしていただくためにどうするかということ。これが基本でございますからこうした部分について、どういった住宅を確保していくかということについてこれからしっかり検討しなければならないと思っております。それから介護保険料でございますが、現在2,720円という状況でございます。これは議員おっしゃるように、3,720円です。失礼しました。これ議員おっしゃるように管内でも、道内全体から見ても低いという状況でございます。これは需要がなくて低いということではなくて、基金や一般財源を入れてこれだけに押さえている状況でございます。これをひとつ理解していただきたいということ。それから今の人口推計からまいりますと、労働人口と高齢者の人口が平成30年ごろには逆転をするという状況になります。今の高齢者の人口はピークであります。これから徐々に減少していくということでございますが、それ以上に労働人口の減少が激しいということで高齢化率は、上がってまいります。そうしますと支える側の人口が減ることになりますから、当然これは介護保険料が上がっていくと。今のままのサービスを維持していても保険料が上がっていく状況になります。我々としては、できるだけ押さえてまいりたいと考えておりますが、それも限界がございますので、こういったサービスをもちろんある程度充実をしながら、安心して暮らしていただけるという環境整備をしなければなりません。そういったことにおいて、やはり最初の答弁でも申し上げましたように、介護保険サービスばかりでなくて、この地域の皆さんがさまざまな形で係ってもらえるような環境作りを進めていくということもあわせて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今回、補正をお願いしてございますが、そうした事業を進めながらその辺をしっかり考えてまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 再々質問、最後の質問をさせていただきます。今町長は地域のいわゆる人的資本を有効に活用しながら、国が示しているいわゆる予防給付を地域支援事業の中に包括して、まちの裁量でそういう事業を継続して、地域のところにサービスを忌憚なくやりなさいということに対しても、せたな町は先駆けてそういう先を見込んで動き出しをしているんだという説明だと聞いてますが、やっぱり心配なのは、そうは言いながらも本当に地域にそれだ

けの人材が確保できるのか。ということが大きな心配になってきますし、それを財源として、まちがどれだけ覚悟を決めて、その全体の財源の中でその部分に充当していくかということにも係ってくるんだらうと思うんです。財源がないと、どうしてもサービスの分野で今までやってきたものを、これは削る、これはサービスをちょっと低下するということになりがちです。そこが不安です。ですからまちの姿勢として町長の姿勢として、そういうことはないんだよと、今までの少なくともサービス水準は下げないという前提のもとに、今の地域のいろいろなボランティアだとか、NPO法人の活力を活用しながら新しい事業展開をしていくんだということが、町長の意思としてこれから作業に当たる職員の中に浸透していくことが大事ではないかなと思いますので、ぜひそういうスタンスで町長このことについて、いろいろ思いを巡らせていただきたいということを切にお願いをします。

それから介護保険料ですが、今3,700幾らという極めて管内でも低い保険料率で運営されているということについては、ありがたく思うんですが、状況を見ると今までの維持は大変だというのは何となくわかるんです。かといって、だから上げていいよということに、そうすとは言えませんので、ぜひ少しでも抑制が図られるようなそういうスタンスで、いろいろなこれも一般財源あるいは基金等の充当等で抑制が図っていけるように、そして尚且つ何回も言いますが、サービスの水準が低下しないような形の中で、ぜひプログラムを、制度設計をしていただきたいと思います。先ほど来、私理念という言葉を何度か使ってますが、やはり首長、町長の介護制度、介護の福祉に対する社会保障に対する町長の理念というものも、やはり町政の中でしっかりと反映してくるものだと思いますので、どうぞトップリーダーとしてその辺は明確に指示をして今後の作業に入っていただきたい。消費税がこのたび5%から8%に上がりました。来年はさらに2%上がって10%まで上がることになるようですが、そもそもこの消費税を上げた根拠は、社会保障費の不足の分に充当するんだということが私は約束だったと思います。しかし現実を見ますと制度設計等も国の負担を少しでも抑制して、事業の裁量は町村に任すという形で変えていくというのは、どうも私は納得いかない。やはり国がすべてをきちんとカバーして、基礎自治体である我々せたな町なりは、住民と最終的にサービスをする実行団体です。そこは仕組みを作ってサービスを提供していくということで、財源についてはやはり国がきちんと手当てをしてやっていくというのが本筋ですが、どうもそこも全体のことを考えるとそうせざるを得ないということのようです。ぜひ、せたな町は福祉に優しいまちということで町長は、保育料の一律8,000円化ということ。あるいは子育て支援等についても随分理解をした形で政策を打っておりますので、その辺は期待をしておりますので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この介護保険料とこのサービスの関係であります。非常に密接な関係がございまして、サービスを拡大するとこの保険料が上がっていくと。財源が必要になるといいますか、そういったことの関係にございまして。そういったことから考えますと、やはり町民の皆さん方の負担をどこまで許してもらえるかということも考えなけれ

ばなりません。その辺のバランスをとりながらこのサービスを維持していくことになるのかと思います。そういったことを十分これから検討してまいりたい。ただここにどうしても欠くことができない部分というのは地域の皆さんの協力ということになります。これは非常に大きな力になると我々も思っておりまして、そうした町民の皆さんが高齢者をしっかり支えていくというそういったものも大事にしながら進めていかなければならないと思います。それで、そういったことを進めていった上で、その足らざる部分については、まちがしっかり支えていくことになるのではないかと考えております。我々も若い世代、高齢者を支える世代を何とか確保しようということで、議員もおっしゃいましたように子育て支援の施策も打っておりますが、こうしたことが功をそうして、そういった高齢者を支える若い世代が定着をしていただくということも、これも大事な施策の一つと考えておりますので、いずれにしましてもこういったことを合わせながら高齢者の皆さんが安心してこの地域で暮らしていただける、そういう環境を整えてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 4番、内田尊之議員。

○4番（内田尊之君） ただいま議長の許可をいただきましたので、先に通告していたとおり、せたな町の芸術、文化の振興について教育長にお伺いしたいと思います。せたな町は来年合併10周年の節目を迎えます。合併町としてはまだ10年と歴史は浅いわけではありますが、旧町においては永い歴史と文化があり、我々にはその歴史で育んだ芸術、文化を後世に継承していかなければならない責務があると思います。そのためには、歴史的文化財や先人の功績等を整理し、どのようにして継承していくか、まちとして真剣に考えなければなりません。せたな町教育委員会は、昨年4月から企画総務課と生涯学習課が統合し、教育委員会事務局となり限られた人員で多岐にわたる業務を分掌しなくてはならなくなりました。このような状況下では特色ある教育を展開しようにも人員的に厳しい状況だと思っておりますので、私は社会教育主事や学芸員等、専門知識を持った職員配置が必要だと私は考えます。

合併後のこの10年間は、3区平準化や財政等の問題が山積し、その対応に追われまちの芸術、文化の継承までは行き届かなかったのが現状だと思っております。せたな町はこれから永い歴史を積み重ねていくと共に、次世代の方々がこのまちを背負っていきます。その次世代の方々に、まちの歴史及び芸術、文化を正確に伝えていくという事がまちとして重要な施策ではないでしょうか。私は合併の節目を迎えるにあたり、まちの芸術、文化の振興を改めて見直す必要があると考えますが、教育長はどのような見解をお持ちなのか、次の点について質問をさせていただきます。

まず一つ目、まちの芸術、文化の振興についての見解と施策について、二つ目、専門職員の配置と教育委員会事務局の組織体制についてよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問、第1点目の芸術、文化の振興についてであります。教育委員会では、まちの総合計画における基本目標5の豊かな人間性と文化を育むまちの中に、芸術、文化の振興を施策に掲

げて芸術、文化に接する機会の拡充に努めております。芸術、文化は、人々がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要なものであります。また、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、町民全体の社会的財産でもあります。町内には歴史や文化遺産などが数多くあることから、町民の大切な財産として、これらの保護、保存と活用は極めて重要なことであると思っております。従って、教育委員会といたしましても内田議員と同様の考えでありますので、これらを積極的に推進していかなければならないものと認識しております。このようなことから、施策として町民の文化活動への積極的な参加や自主活動を促進するとともに、優れた芸術、文化の学習機会や発表の場の提供、文化財の保護、保存などに努めてまいります。また、平成27年度には合併10周年を迎えることとなりますが、現行のせたな町教育推進計画が本年度末をもって終了し、平成27年度から5カ年の新たな教育推進計画を策定いたします。芸術、文化の振興は、推進計画の大きな柱のひとつとなりますので、議員のご意見も参考とさせていただき、計画の策定の中で検討して参りたいと考えております。

2点目の専門職員の配置と教育委員会事務局の組織体制についてであります。教育行政は、ご存じのとおり専門的な知識や資格、経験を要する事務事業が広範囲にわたります。学校教育における指導系の専門職員をはじめ、社会教育においては学芸員、図書館司書、社会教育主事、海洋スポーツ指導員などの専門職員の配置と育成は、教育委員会として必要な推進体制整備のひとつであると考えておりますので、専門の資格を有する者の配置を今後検討してまいります。また、教育委員会の組織体制であります。まちの行政改革基本方針において平成28年度に大成区と瀬棚区の両教育事務所を廃止し、本庁事務局に統合することが計画をされております。このことは議員もご承知のことと思っております。教育委員会といたしましても、3区それぞれでこれまで実施しております現行の事務事業を、そのまま継続して実施していくことが難しい状況となることが推測されますので、事務事業の見直しにあわせた組織体制を構築して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（菅原義幸君） 内田議員。

○4番（内田尊之君） ただいま教育長から答弁いただきまして、教育委員会としても、私と同様の意見であるという答弁をいただきました。大変私としてはありがたい答弁だったと思っております。教育長とは、私は同世代でありますから感覚的にも当然同じ感覚を持っていると思っておるんですけども。どのぐらい同認識を持っておられるかということを確認させていただくためにも、再度、質問をさせていただきたいと思っております。

私は、芸術、文化の振興の根源というものは、その地域の歴史にあると思っているわけであり。北檜山区でいいますと、この地域は約8,000年以上も前から利別川、太櫓川付近で、土器を作って漁をして暮らしていた住民がいたということでもあります。ですから多くの縄文時代の遺跡等が発掘されております。また1,500年、1,600年ごろには倭人とアイヌ民族との戦であるタナケシやメナウケの戦いがありました。松前藩もアイヌ民族と商業の拠点を太櫓場所を設置して、そこで商いをしていたという事実があります。明治に入りまして国郡里制が施行されて後志の国久遠郡、瀬棚郡、太櫓郡という制定がありました。このように、

せたな町には永い歴史が存在します。その歴史の中で円空や丹羽五郎氏。また、荻野吟子氏という偉人が深くこの地と係ってまいりました。このような過去の事実、歴史を私は風化させてはならないと強く思っております。なぜ、このような強い思いがあるかといいますと、これは私の経験からですが、旧町時代に遡りますが会津若松市に出かけることがありました。そこに友人がおりまして、友人に市内観光に連れて行っていただきました。そのときに一番最初に連れて行かれたのが、鶴ヶ城であります。そこには歴史資料館が併設されておりました。なにげにその資料を閲覧させていただいておりましたら、あるところで目がとまり立ち止まりました。それは何かといいますと、明治25年、丹羽五郎ほか12戸49名が、この北海道の地丹羽に移り住んだその資料が整然と整理されて展示されておりました。私は、それを見たときに本当に目からうろこといいますか、係りの深い地元におりながらその歴史的背景を私は知らなかった。改めて出発地である会津若松でその資料を目にして、中身を改めて知ったという思い出があります。そういう状況でいいますと小学校でも教わったことはなかったし、中学校でも教わったことはありませんでした。丹羽五郎さんについて聞いたといえ、私の祖父母が丹羽出身でありましたので、そのときに丹羽五郎氏の人格、また、ため池を作ったときの状況というのは祖父母から聞いたことがありましたが、そのような程度しかありませんでした。

せたな町の総合計画で先ほど教育長も言われたとおり、先人により受け継がれてきた特色ある文化財が残されている。郷土に対する関心を高め、文化の香るまちづくりにつなげると明記されております。まさに私はそのとおりであると思っております。先ほど教育長は平成27年教育推進計画の策定で、この芸術、文化の振興を柱にすると答弁されました。教育長は、芸術、文化の源である歴史という認識について、どのように持たれているのか。また、具体的にどのようにこのような歴史、文化を整理して後世に継承しようとしておられるのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

続いて教育委員会事務局の組織について答弁をされました。教育委員会事務局の事務分掌を見てみますと、総務係で19項目、学校教育係で13項目、社会教育係21項目、体育振興係で7項目、計60項目にわたる事務に分かれて、その他に当然、教育事務所の所管する事務分掌があります。先ほど答弁でも言われましたけども、大変多くの事務処理をしなくては行けない部署であるということが改めて認識されるのではないかと思います。現在、職員配置として事務局においては11名、瀬棚教育事務所では正職1名、臨時が1名プラスになってるかと思うんですが、大成教育事務所では2名、これだけの人数で先ほど言った事務を分掌されている現実があります。私が問題だと思うのは、機構図を見ていただければわかると思うんですが、多くの職員が兼務発令されている状況下にあると思えます。社会教育係で21の事務分掌がありました。今回、私の質問は社会教育係の中身になるかと思うんですが、本当にこのような組織体制の中で、係の兼務がほとんどの中で本当に円滑な事業推進ができるのかということが私には非常に疑問に思えます。例えば事務分掌の少ない係、体育振興係は7項目しかないのに、数的には少ない分掌下にあるわけですけども、ただ体育振興係の事業内容を見ますと、非常に色濃いものがあると私は感じます。教育委員会所管中でB&G海洋センター艇庫がございます。

ここでは子どもたちに対して多くの教室を開いて海洋における体験学習を通じて、体育振興を積極的に展開されてるわけです。しかし組織図を見ますと所長には局長が兼務されていて、副所長も事務所長の兼務になっているわけです。マリンスポーツを主としておりますから、当然、海での活動事業となるかと思うんですが、そういう教室で安全対策等に関しては万全を尽くさなければならないと思うわけでありまして。そこには相応の人員が必要であると思っておりますし、当然、現場において有資格の責任者が必要であると思っております。教育長は先ほどその有資格者をこれから育てていかななくてはいけないという答弁がありましたけれども、目先の話をしますと、ことし、どのような体制で海洋センター運営を考えてるのか、そこもお聞かせ願いたいと思っております。このようなことを考えると教育委員会の事務局の人員は、私は本当に希薄なのではないかという思いがあります。やはりその海洋センターの職員ですとか、社会教育主事、あと学芸員等の専門知識を有した職員が、早々に必要だと考えております。教育長も事務事業の見直しにあわせて、組織体制を構築すると先ほど言われましたけれども、具体的にどのような組織体制の見直しを考えておられるのか、そこもご答弁いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） まず歴史的な認識ということでございますけれども、私どもでは、まちの芸術、文化につきましては先人のたゆまぬ努力によって伝承されてきたのだという考えを持っております。歴史がどのように変わったとしても、時代が変わってもこれについては後世に伝えていかなければならないものであると考えております。また文化財ですとか貴重な文化遺産、あるいは歴史の資料こういうものについては、保存、展示などに力を入れて町民の財産として当然、守っていかなければならないものと考えております。したがって議員のおっしゃるとおり、まちの歴史ですとか芸術、文化については正確に伝える責務が、まちにはあると考えているところでございます。それと、それに加えまして町内には永い歴史を今に伝える遺跡や文化財が数多く存在しております。こうした文化財を守り伝えていかなければならないと考えているということで認識をしております。次に、これを具体的にどのように整理をしていくのかというようなことでございますけれども、まちには郷土資料館ですとか、郷土資料室がございまして、それぞれ旧町の歴史を知ることができることになっておりますけれども、歴史や文化に興味を持ってもらえるような展示方法の工夫をしたり、例えば文化財の企画展、特別展の開催ですとか、歴史と文化の町内ツアーの開催、各区の文化祭の合同芸能の発表とか、あるいは先ほど内田議員からご質問がございました専門の資格を有する者の活用とか、そういうものを活用しながら先人の功績を調査研究していくということが、施策として必要なところでございます。こういうものがいろいろ考えられるわけでございますけれども、これにつきましては予算各団体との調整などもございますので、文化協会ですとか、郷土芸能の団体、社会教育委員ですとか文化財の保護審議委員会こういう方々のご意見を十分に聞きながら取り進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

それと海洋センターの運営についてどのように考えているかというようなご質問でございますけれども、現在、海洋センターにつきましてはB&Gの関係でございますけれども、所長も

局長が兼務をしているということでございまして、この局長についてはB&Gのアドバンスインストラクターという資格を持っております。新たに今年度1名採用いたしまして、B&Gのアドバンスインストラクターをもう1名育成しているところでございます。B&G事業を行う上ではこのアドバンスインストラクターを2名配置しなければならないということで、ようやく2名配置できる体制が整ったところでございますけれども、現在、まだ育成中の職員でございますので、局長を中心にしながら事業を取り進めさせていただいているのが現状でございます。今後もこうした海洋センターの運営について有資格者の確保ですとか、事業のあり方について重々内部で検討しながら進めてまいりたいと考えております。

それと具体的な組織運営についてでございますけれども、組織の見直しにつきましては今年度と来年度にかけて職員が大量に退職する時期でもございます。当然、その部分で教育委員会としても事務事業を見直ししながら、組織体制の見直しを考えていかなければならないという考えでございます。実際には満足いくだけの職員を配置すれば、将来の財政が成り立たずということも懸念されますので、少ない人数で最大の効果が発揮できるように事務事業を見直ししながら、その業務量に見合った組織の再編整備を進めていかなければならないところでございます。当然、専門職でございますのでそれだけをやるという形で、せたな町では出来るような人員体制にはございませんから、専門職の仕事をしながら社会教育事業も一緒にやっていただくというようなことになろうかと思っております。特に社会教育事業につきましては、各団体ですとか個人との調整や連絡が業務の大半を占めておりますので、本庁事務局からそれぞれ例えば、各総合支所に出向くとか、いろいろな形を考えながら体制を構築していかなければならないものだというような考えもございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 内田議員。

○4番（内田尊之君） それでは最後の質問をさせていただきます。歴史的認識についてお答えいただきました。歴史的認識については、やはり後世にその歴史、文化というものを正確に伝えるという意味合いでは、教育長と同じ意見だと思っております。そこはぜひとも今後そのような形で正確に伝えられるような施策を打っていただきたい。それと文化財等の話が出ましたが、当然その歴史を伝えるために今現在ある文化財は、各区の郷土資料館等に展示はされております。私も委員会のときに申し上げましたが、各区資料館を見てるわけですけれども、あれは展示をしているという感覚ではなくて、ただ置いてあるというような認識にしか思えませんでした。これは大変残念なことですが、先ほど教育長言われたとおり、やはり子供たちに、次世代の若い方々に正確に歴史文化を伝えるために工夫をするというお話をされましたけれども、ぜひこれもそうしていただいて、私が会津若松で見た資料館のようにはいかないかもしれませんが、やはりそれなりの文化財資料が当町にも残っておりますので、そこは整理をしていただいて、廃校になった学校にもあるように思います。ですからそこはきちっと整理をしていただいて展示をするということに努めていただきたいと思います。それと、これは町長部局の話になるかもしれませんが、せたな町は来年10周年を迎えて、これから永い歴史を

歩んでいくわけでありますけれども、当然そこには、まちの歴史である町史が平行して考えていかななくてはいけない問題になると思います。実動は町長部局かもしれませんが、やはりその資料等は教育委員会での正確な資料等が必要になりますので、ぜひそこら辺もコンセンサスをとって整理していただきたい。この歴史については過去を振り返るときに、そのときに整理をされなかったら絶対にこれは後悔しますし、そのときになって過去の資料ということもそれは当然できないわけでありますから、そこら辺もぜひお願いしたいということを申し上げたいと思います。それと組織ですが、教育長も事務事業を継続していくことが難しいという答弁をされました。私も機構改革というのは当然これはまちとして、これはまちじゃなくても企業もそうですが、必要だと思っております。ただ機構改革も必要であるが、見直しも当然必要ではないかと思っております。改革後ですから今年の4月以降、事務局として一つになったわけですが、やはり今1年経過する中で、本当にその事業遂行に当たってこの体制で問題がなかったかどうか、何を变えるべきかというのは、やはり常にその所管で、庁内で協議してこれはやはり先ほども言ったとおり、継続していくことが難しいという判断がなされたときには、当然思い切った変更も必要になろうかと思っております。これは行政の長は当然教育長でございますので、やはり教育長がリーダーシップを持って積極的にそういう改革に努めていただいて、そして、くどいようですが歴史、芸術、文化このまちのこれからも以後続こうとするこういう大切なソフトの部分は、ぜひ教育委員会で継続して守っていただきたいと思っております。ぜひともその教育長の強い意思をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田田裕君） 歴史について内田議員から強い思いがございました。私もそれにお答えをしたいと思いますけれども、まず文化財や資料館に工夫ということでございまして、これにつきましては、確かに展示している物品が少ないですとか入替えがないとか、そういうような状況もございます。ただ、すべてを常に入れ替えるというものではございませんので、工夫しながら展示場所ですとか、あるいは、これから生涯学習センターですか、瀬棚区でそういう構想もございますので、その際には入れ替えをしたりとかという形で展示を工夫してまいりたいと考えております。それと、まちの歴史につきましては、それぞれ町史の部分でございますけれども、実はこれ町史の部分につきましては、町教育委員会の所管ではございません。まちの所管でございまして、実はまちづくり推進係という係がございましてけれども、そちらのほうで町史の編さんと資料収集というような分掌事務になっておりますので、教育委員会ではなくて資料収集につきましても、まちづくり推進係で行うというような形にはなろうかと思っております。ただし、それに係る当然、基本的な資料、教育委員会でございますので、それらについては今後十分に時間をかけながら保存に努めたり、資料を整理したりと考えていかなければならないのかと。当然これにつきましては事務事業の見直しの中でも、どういう体制がいいのか検討してまいりたいと考えております。

それと組織体制の見直し改革に努めてほしいということでございまして、機構改革も必要だというようなお話がございました。事務事業の見直しでございましてけれども、まず社会教育事

業につきましては、旧町からの事業を引き継いでそれぞれの区で、今現在事業展開をしているものでございますけれども、これを本庁事務に集約できるものは集約し、そして残した方がより効果的なものは、そのまま残すという考え方で進みたいと思います。それと区の事業としてより、例えば、せたな町として拡大して実施したほうがよい。こういうものについては、拡大の方向で検討してまいりたいと考えております。また効果のない事業につきましては、当然廃止ということで考えております。できる限り効果的、効率的な組織を構築できるよう事務事業の見直しも含めて考えてまいりたいと思っております。なお、人員配置が厳しくなる中において社会教育においては、有資格者を必要とする業務がございますので、そうした人材確保に努めていかなければならないと考えているところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

議場の私から見て右側の時計で11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（菅原義幸君） 一般質問を続行いたします。

2番、本多浩議員。

○2番（本多 浩君） それでは議長のお許しができましたので、私からはせたな町住宅リフォーム助成金の事業評価と課題についてお伺いいたします。

まず一つ目は、せたな町住宅リフォーム助成金の事業実績については、今年3月発行の広報に掲載されています。2年間で事業総額が5億円を超え、経済効果が生まれたことについては私たちも価値があったと評価しています。そこで、まちの自己評価についてお伺いしますが、自己評価にはいい部分の評価と、やはり懸念される評価もあったと思います。その点をお聞きしたいと思います。

2点目は、この住宅リフォーム助成金の事業に参加できるのは町内の事業者に限られています。しかしながら工事に必要な資材、建材等の購入先については町内業者とは限定されていません。町外の業者からそれらを購入する。そうすると結果的に2年間で事業総額5億円を超えたというものの、経済効果、お金の一部が町外に流出していると推察されます。せっかくのまちの助成事業による経済効果ですから、多くの町民、事業者にその恩恵が最大にいきわたることが望ましいと考えるのは、私だけではないと思います。そのことを一言付け加えておきます。助成金交付要綱第1条に則した業者に対するまちの指導、助言、要望をすることによりそのことによって、せたな町の経済が更に活性化していくものと考えています。

以上2点について、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは本多議員の質問にお答えします。

まちでは、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備、それから町内の住宅関連産業の振興と雇用の促進、そして地域経済の活性化に寄与するためということで平成24年度に町住宅リフォーム助成金事業を開始したところでございます。本事業につきましては、議員の質問にもありましたとおり、広報せたな3月号に実績等を掲載しておりますが、平成24年度におきましては178件、補助対象事業費総額が2億199万円、平成25年度につきましては238件、総額3億1,445万円、2年間合わせて416件、総額で5億1,644万円であります。助成金の総額ですが6,458万円と大変多くの町民に活用していただいたと思っております。さらに建設業界からは、リフォームの施工依頼が町民から多数来ており、これからも需要が見込まれるため事業を延長してほしいとの強い要望がありましたことから、本年度につきましても継続して事業を行なう、助成をすることといたしました。こうしたことから事業の目的としています町内の住宅関連事業の振興、雇用の安定確保などに相当な効果をもたらしており、高く評価できるものと思っております。また今金町や上ノ国町など同様のリフォーム制度が開始されるといった近隣自治体への波及効果もございます。こうした政策的な事業を打ち出して、せたな町に住んで良かったと思っただけのまちづくりの推進につながっていくと考えているところでございます。

次に、この住宅リフォーム事業については、町内建設業者の施工に限定されているが、資材、建材などの購入先についても町内業者に限定できないかとの質問でありましたが、一般企業に対して購入仕入れ先を限定することにつきましては、自由な企業活動を制限することになりまして、なかなか難しいということ。はっきり言いまして出来ないという状況でございます。しかし私も議員と同じく、町内業者の振興なくして、まちの経済活性化、発展はないと考えておりますので、こういったことにつきましてもご理解いただけますようお願いをしたいと思います。また、住宅リフォーム助成事業の2年間の施工内容をみますと、外装、屋根の改修、塗装が合わせて6割を占めております。次いで内部改修、水回り改修が続きますと、この4種類で全体の9割となっております。このことは施工業者はもちろんのことですが、建築材料業者、あるいは給配水管業者、電気設備業者など幅広い分野に渡って波及効果をもたらして、町内業者の下支えになっていると思います。私も議員と同じ考えでありますから、ご指摘の趣旨を踏まえまして、工事資材等の購入先につきましては、できる限り町内業者としていただけるように引き続き建設協会にしっかりと申し入れを行ないたいと思います。

なお、町内の工事資材業者につきましても、業者に対して積極的な営業努力も合わせてお願いをしなければならないと考えているところでございます。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○2番（本多 浩君） 町長の答弁の中で建築資材等は、建築業者を指定できないんだと、そういうお話がありました。私も理解はしています。そうですけど、まちも今後とも町内業者に理解をしていただき、なるべく町内の業者を利用できるようどうか業者に念を押してほしいと考えております。

さて、リフォーム事業も3年目を迎えるわけですが、過去2年間の施工内容から見て同様な業種、業者の工事参加が予想されます。今まで以上の業者が業者参加を可能にするためにも、まちは要綱の見直しや解釈の拡大などによって、有効策を講じる必要があるのではないかと考えております。また、違った観点からリフォームに携わる建設業には建築部門ではなく、土工ですとか、車両といった部門もありますので、まだほかにもあると思います。そういった点も要綱によって考慮をされれば、事業効果が上がり、さらなる経済波及効果が期待できるのではないのでしょうか。まちとして難しい舵取りの場面もございましょうが、ぜひこの点を努力していただきたいと思います。

町長の考えを再度お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。

現在、この住宅リフォームということで事業を進めさせていただいておりますが、業者別の施行を見ますと、39社がこのリフォームに係っておられます。ほとんどの業者が係っている状況でございます。議員おっしゃいましたように、この住宅リフォームということで限定をいたしましたことから、土木等については対象外となっております。ただ住宅の関連のこの土木ということになりますとかなり限定されると。当然リフォームに伴う土木については、これは当然対象になるとなっておりますから、それ以外のリフォームに伴わない土木となりますとかなり限定されると思います。業者もほとんどの業者が建築土木両方をやっている状況でございますので、これは業者のサイドからいいたしても土木に限定するということが、どれぐらいの効果が得られるかということについては、これから十分検討しなければならない、検討して結論を出さなければならないと思っております。したがって住宅リフォームにつきましては1年延長して、今回ことしが最終年度となっております、業者さんの皆さん方につきましてもそういったことで随時、営業活動等を強化していると聞いておりますが、この次にそういった状況がもしあるとすれば、この土木といった部分についても考えていくということもやぶさかではないなと思っております。ただ現状としては、なかなか整理するのが難しいなどは感じているところでございます。あまりいい答弁にはならなかったと思っておりますが、十分これから勉強させていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 再々質問はございませんか。

○2番（本多 浩君） ありません。

○議長（菅原義幸君） それでは以上で一般質問を終わります。

少し時間を余しておりますが、午前中はこれで終わりたいと思っております。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しを議題といたします。
本件について提案者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1でございます。

本件につきましては繰越明許費の繰越しについてでございますが、平成25年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越しいたしました予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 議案その1の2ページをお開き願います。平成25年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

それぞれの事業につきましては、既に平成25年度中に繰越事業として議決をいただいたところでございますが、各事業に係る翌年度への繰越額が確定しましたのでご報告いたします。翌年度繰越額でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、病院事業会計繰出金1億1,299万7,000円から9款の消防費、1項消防費、檜山広域行政組合消防費負担金（本部経費分）8,583万1,000円までの総額2億73万9,000円を26年度に繰越しいたしました。

繰越額の財源でございますが合計欄でご説明いたします。26年度において収入を見込んでおります財源といたしましては、未収入の特定財源が1億5,093万円。25年度から26年度に繰越しする財源といたしまして、一般財源で4,980万9,000円となっております。なお一般財源の合計額につきましては、先ほど町長が行政報告をいたしました平成25年度各会計決算状況における一般会計の翌年度に繰越すべき財源と一致するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、報告第2号 繰越明許費の繰越しを議題といたします。
本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましても繰越明許費の繰越しについてでございますが、平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費におきまして、繰越いたしました予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するのでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案の4ページでございます。本件の報告につきましては、国の消費税増額に伴う経済対策予算により実施いたします簡易水道事業の建設改良費予算でございます。事業名につきましては、大成区水道施設整備事業で3億755万2,000円を平成26年度に繰越したものであります。

繰越額の財源内訳ですが、既収入特定財源が1,113万2,000円で、全額一般会計より繰入れ済みでございます。未収入特定財源は2億9,642万円となり、内訳といたしましては、国費が1億1,862万円、起債として1億7,780万円を予定しております。なお今年度繰越事業の進捗ですが、現在までに4工事で合計2億9,808万円が発注済みとなっており、残額の947万2,000円につきましては、水道配水本管に係る給水工事で、今後、順次発注見込みでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号並びに日程第9号 報告第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、報告第3号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況と日程第9、報告第4号 株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度事業計画の承認の報告を一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 報告第3号の株式会社北檜山観光振興公社の経営状況につきましてと報告第4号 株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度事業計画の承認について一括報告申し上げます。まず、報告第3号の株式会社北檜山観光振興公社の経営状況でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、本年5月30日開催の第20回定期株主総会において承認となりました平成25年度の経営状況に関する書類が別紙のとおり提出がありましたので、報告を申し上げます。

次に、報告第4号の株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度の事業計画の承認報告についてでございますが、同じく地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは議案の6ページをご覧ください。第20期事業報告並びに決算報告であります。最初に会議関係で、総会及び取締役会4回の開催状況は記載のとおりであります。事業関係では震災以降2年ぶりとなる純米酒よしこの復活祝賀会を4月13日に開催しております。5月からはパークゴルフパークを開始、7月には第15回温泉まつりを開催しております。2月にはホテル、温泉施設等の改修工事のため休館をしておりましたが、2月15日にはレストランが、また3月1日には大浴場が改修工事を終えリニューアルオープンをしております。休業の期間の2月8日には支配人、料理長ほか接客サービスの向上を図るため、京都での研修視察を実施しております。地域貢献ではふれあい市場をはじめ、交通安全運動への参加や檜山北高校、北檜山中学校生徒の職場体験を受け入れ、せたなカップ雪合戦協賛など地域との連携を図っております。

続いて7ページでの第20期損益計算書でございます。最初に経常損益の部であります。まず営業損益において売上高は1億3,985万5,014円で、内訳は宿泊売上げ6,813万4,539円をはじめ記載のとおりであります。これに係る売上原価が4,063万9,093円となることから、売上総利益は9,921万5,921円となります。一般管理費では1億2,799万9,062円となり、当期の営業利益はマイナスで2,878万3,141円となります。

次に営業外損益の部であります。営業外収益が1,980万8,709円で内訳は受取利息から指定管理料までの記載のとおりであります。営業外費用で50円、これにより経常利益がマイナスの897万4,482円となっております。法人税等引当額の20万6,000円を控除しますと、当期利益がマイナスで918万482円となります。

次の8ページは一般管理費の内訳であります。役員報酬60万円から保険料までの記載のとおりとなっております、合計額が1億2,799万9,062円であります。

次いで9ページの第20期貸借対照表でございます。資産の部では流動資産が6,003万997円で、内訳は現金や預金をはじめとする記載のとおりであります。固定資産は591万8,668円で、建物や備品などであります。したがって資産の部の合計は6,594万9,665円となります。負債の部では、流動負債が1,236万187円で、内訳は買掛金から未払消費税までの記載のとおりであります。純資産の部では株主資本金が5,358万9,478円で、これは資本金1億円に利益剰余金マイナス4,641万522円を合わせた額であります。これら合わせまして負債及び純資産の合計は6,594万9,665円となります。

続いて10ページは第20期株主資本等変動計算書であります。純資産の部の当期末残高は前ページで説明済みでありますので割愛をさせていただきます。

次の11ページは監査意見書に記載のとおりであります。

13ページでございます。報告第4号の株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度事業計画の承認報告についてをご説明をいたします。

14ページをお開き願います。第21期の営業計画並びに収支予算であります。最初に宿泊部門でございます。送迎バスを活用し地域のすぐれた素材を活用した団体プランの推進、ホテルホームページによるPRやネット予約での新規顧客の獲得を図るとともに、禁煙ルームの確保などの顧客ニーズに応えることにしております。また昨年度バリアフリー化した客室のPRを行い、高齢者や身障者のお客様ニーズにも応えることとしております。

宴会部門、レストラン部門では地元の食材を活用した魅力あるプランの提供や高齢者のお客様に対応した和室用高椅子、テーブルの利用を推進するとともに、お客様に対するサービス向上を図るため接客強化を図ります。温泉部門では温泉パスポートを継続実施するほか、高齢者や身障者に優しい接客に努めることとしております。売店部門では宿泊者や日帰り入浴客への地元特産品の販売推進と製造を再開した純米酒よしこの販売を強化いたします。

経営部門では経営管理の強化と職員研修の実施により接客技術の習得を図り、顧客満足度の向上を目指します。地域貢献では温泉まつりの開催のほか地域イベントに対する支援を引き続き行うこととしております。

次に16ページの第21期収支予算でございます。宿泊売上7,560万円をはじめとする各売上収入、指定管理料などの営業外収入をあわせた合計額は、前年度予算に比べ約1,430万円増の1億8,512万円を見込んでおります。売上増の主な要因につきましては、ことし3月までの町民いこいの家の廃止や4月からの日帰り入浴客への入湯税の廃止に伴い、入浴客の大幅な利用増が見込まれることから温泉売上で約1,200万円の増を見込んでおります。また、団体プランの推進やホームページでのPR、接客強化によるサービスの向上により宿泊部門やレストランでの売上で180万円の増のほか、純米酒よしこの販売強化など各部門の一層の営業努力により売上の増を図ることとしております。

次の17ページは経費内訳書でございます。経費の合計は1億7,512万円となっております。前年度予算と比べ約500万円の増となっておりますが、これは売上の増に伴う仕入れなどの必要経費の増と高騰している重油代などの増加が主なものであります。また経費削減の部分につきましては、パート職員の減に伴う給料で約180万円の減となっております。これにより当期の予定総利益は売上収入1億8,512万円から経費の合計1億7,512万円を差し引き1,000万円の黒字を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

石原議員。

○6番（石原広務君） 今回、報告ということで担当課長から説明いただきましたが、温浴施

設のあり方ということで特別委員会でも扱って、それで前回常任委員会でも継続調査ということで、きたひやま温泉ホテル公社の経営状況とかの説明とか、内容についても協議されました。その中で、今回報告第4号、例えば26年度の事業計画の承認ということで、町長ご提案されてますけど、常任委員会の中で町長もホテルの経営に対して、先々のことで、例えば常任委員会の中でも出ました外注費の負担などのことについても今後協議するということでしたが、今回承認するに当たって先々の計画ということで、何かお話をされたっていうことがあればこの場で報告いただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただいま石原議員から外注費の関係でございますが、26年度の収支の予算に当たりまして外注費の部分では前年度の予算、外注費全体で2,545万7,000円くらいです。ことしにつきましては2,538万円で、若干、外注費全体としては減となっております。ただ、いわれたように常任委員会が出た質問の中は、ホテルが三洋技研に委託している部分だとか、そういうような部分があって、それらについても見直しているというお話だったかと思っております。それらにつきましては今年度、今回の予算の中では25年度同様の予算となっております。ただ全体として10万なにがし落ちている部分につきまして防火対象物の検査が、今年度は要らないということでそれが11万5,000円ほど落ちているということであります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 常任委員会でも継続調査ということになってますので、ぜひ議長に常任委員長にも、まあ今回のこの内容も含めて協議をした上で、また継続調査という方向に向けていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 承りました。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 以上で質疑を終わります。

報告第3号及び報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第10 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2でございます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に9,760

万を追加し、総額を90億4,681万3,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、国の緊急雇用創出推進事業を活用した着地型観光推進事業や森林整備地域活動支援交付金事業、林業専用道二俣3号線開設工事、また当初平成25年度で予定していた消防救急デジタル無線整備事業費の一部が、平成26年度に移行したことに伴う檜山広域行政組合消防費負担金、それから瀬棚中学校屋内運動場外壁改修工事、その他行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

予算に合わせまして債務負担行為の追加1件と地方債の変更2件をそれぞれ提案しております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは議案その2の5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の追加でございます。漁業近代化資金利子補給でございます。26年度中に新規借入れが1件増えましたので35万9,000円を限度に平成27年度から34年度末の利子補給に対する債務負担をお願いするものでございます。

次の6ページをお開き願います。第3表地方債補正の変更でございます。橋梁長寿命化補修事業につきましては、国からの予算割り当ての減額に伴い、歳入に不足を生じることから変更をお願いするものでございます。また、消防救急デジタル無線整備事業につきましては、当初平成25年で予定していた消防救急デジタル無線整備事業費の一部が平成26年度に移行したことに伴い檜山広域行政組合消防費負担金が増額となったことから変更をお願いするものでございます。なお起債の方法を利率及び償還の方法につきましてはの変更はありません。

続きまして、事項別明細書でございますが事前に配付しております補足資料を基に説明させていただきます。A4の3枚綴りとなっているものでございます。このようなものでございます。

まずこの補足資料の2ページをお開き願います。主な歳出についてご説明いたします。なお内容につきましては、事前にお目通しをいただいていると思いますので、私からはこの中から抽出して簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは2款総務費、6目基金管理費108万円の追加でございます。産業の担い手のために役立ててほしいとして、寄附金として町内の1事業所からの寄附とふるさと応援寄附金として道外の方1件からの寄附がありましたので、その額の積立てをお願いするものでございます。

3款民生費、1目社会福祉総務費1,053万7,000円の減額でございます。28節の国民健康保険事業特別会計繰出金から介護サービス事業特別会計繰出金までにつきましては、いずれも人事異動に伴う人件費の精査等による繰出金の減額をお願いするものでございます。

4款衛生費、1目保健衛生総務費318万8,000円の追加でございます。28節の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、人事異動に伴う人件費の精査による減額、営農用水

道等事業特別会計繰出金につきましては、瀬棚区の営農用水道西大里地区の空気弁や減圧弁の修繕に係る追加をそれぞれお願いするものでございます。

3 ページをお開き願います。5 款労働費、2 目緊急雇用創出推進事業費 2 9 8 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。国の緊急雇用創出推進事業で観光協会において観光推進員 1 名を雇用し、地域の観光資源や特産品などの知識の習得及びセミナー等研修会の参加により、人材育成及び就職支援を図ろうとするものであり、それらに係る補正をお願いするものでございます。

6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費 5 2 5 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化など森林施業意欲が減退していることから施業の実施に不可欠な森林の現況調査と間伐や路網改良を行ない地域における活動を支援するものであり、それに対する補正をお願いするものでございます。なお内容につきましては記載のとおりとなっております。同項 4 目町有林維持管理費 4, 0 9 4 万 9, 0 0 0 円の追加は、昨年実施した林業専用道二俣 3 号線の測量設計に基づきまして、このたび道の採択を受け開設工事を実施することとなったことから、それらに係る経費について補正をお願いするものでございます。3 項水産業費、2 目水産業振興費 1 3 万 4, 0 0 0 円の追加は、若手漁業者による視察研修に対する助成でありまして、事業の内容といたしましては 7 月 1 9 日から 2 0 日までの 2 日間の日程で、町内の若手漁業者 1 5 名が森町漁業協同組合所属のホヤ養殖業者や 6 月 1 日より供用開始になった函館市水産試験場や各研究機関が集約された海洋総合研究センターを視察するものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費 4 7 0 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。1 1 節につきましては、国と北海道との協議による流雪溝維持管理修繕の増額の追加をお願いするものでございます。1 5 節につきましては、流雪溝の運用のため現在 4 第あるポンプのうち 1 台のポンプの動力ケーブルが経年劣化により使用不能となっていることから、その交換に係る経費の追加をお願いするものでございます。

次のページになります。9 款、1 目ともに消防費 3, 5 7 8 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。補正の内容は、事項別明細書がありますので後ほどご覧いただきたいと思いますが、主なものといたしましては、当初平成 2 5 年で予定していた消防救急デジタル無線共同整備事業費の一部が平成 2 6 年に移行したことにより、檜山広域行政組合消防費負担金が増額したことに伴う補正をお願いするものでございます。

1 0 款教育費、2 項小学校費、4 目閉校式典事業費 1 1 9 万円の追加でございます。本年度をもって閉校することとなった小倉山小学校の閉校式典実施に係る経費について補正をお願いするものでございます。3 項中学校費、3 目学校施設整備費 5 4 5 万 4, 0 0 0 円の追加は、瀬棚中学校屋内運動場の外壁が剥離しており、一部においては崩落している部分もあり危険な状況となっていることから、補正をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、1 ページをご覧願います。1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目農林水産業費国庫補助金 2 6 2 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、森林整備地域活動支援交付金事業の実施に伴う追加でございます。

14款道支出金、4目農林水産業費道補助金4,129万円の追加につきましては、林業専用道二俣3号線の開設や森林整備地域活動支援交付金事業の実施するに伴う追加でございます。5目労働費道補助金298万2,000円を追加は、着地型観光推進事業実施に伴う追加でございます。

16款寄附金、1目一般寄附金100万円の追加につきましては、町内の1事業所からの寄附分でございます。2目ふるさと応援寄附金8万円の追加は、道外在住者の方お一人からの寄附でございます。

17款繰越金、3目担い手育成基金繰入金9万8,000円の追加につきましては、水産業担い手研修事業に充当するための繰入れでございます。

20款町債、3目土木債350万円の追加につきましては、国からの予算割り当ての減額に伴う橋梁長寿命化補修事業債の追加でございます。4目消防費4,390万円の追加は、当初25年で予定していた消防救急デジタル無線整備事業費の一部が平成26年に移行したことに伴い、檜山広域行政組合消防費負担金が増額となったことに伴う消防救急デジタル無線整備事業債の追加でございます。

ただいまご説明いたしました内容によりまして、一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野議員。

○3番（大野一男君） 予算書の17ページ労働費ですが、緊急雇用創出事業として着地型観光推進事業業務で298万2,000円計上されてますが、これは以前にも緊急雇用であるとか何かで観光協会の職員一人手当として振興を図るといふ、類似したような予算計上で雇用了経緯がありますが、それと類似した形の補助事業と解釈してよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただいまのご質問ですけれども、着地型観光推進事業につきましては今までも、緊急雇用整備事業の中で観光協会にやった経緯はございます。それで今回のこの度の事業につきましては、内容の説明につきましては先ほど財政課長が概要の説明をしたんですけれども、具体的には事業期間としてはことし1年で、まちの観光振興を図るといふことで、観光協会にこの事業を委託しまして、期間としては7月から3月までの9カ月間推進員1名をこの期間に雇用していただきまして、将来的には期間が1年ですけれども、1年終わった段階でまた次の事業といふか同じような事業があればいいんですけれども、なければ事業として終わるわけなんですけれども、この採用された方につきましては引き続きできれば採用された方にもよるんですけれども、観光協会に雇用をしていただきたいと思います。観光協会としましても、観光推進ビジョンの中にその計画の中には、専従職員の設置に向けて検討するといふようなこともありますので、今回この事業を採用された方が将来的にそういうような形につながればいいとは思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 大変、いい情報というように聞いたんですが、1年はこの国の支援で雇用するけれども、実績結果を見て継続的に配置も考えていきたいということだと思っておりますが、その点の手当では、そうなると国で継続的にこういう補助事業がなければ、まちの持ち出しでやることもやぶさかでないという理解でよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 先ほど私が答えましたのは、まちが雇用するということでなくて、この事業で4月から3月までの9カ月間観光協会で、仕事をしていただきまして、その結果によっては観光協会で、もし雇用につながるのであればいいということで、まちが雇用すると言ったわけではございません。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） なんとも悩ましいところですね。とはいえ観光協会では、もう一人雇用するだけの財源があるかといえば、現状ではいっぱい、いっぱいだと思いますから、こういう手当があるので、一人新しく事業のいろんな目論見の中で必要と考えて雇用するということですから、今課長がおっしゃったように次年度分までを観光協会が必要とする。あるいはその人物の評価がよくて、あるいは観光協会のいろいろな推進事業において必要だとなったときに、まず一義的には観光協会でも財源も考えた上で継続を考えてください。どうしても不足の場合は、まちとしてはどうしますか。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただいまのご質問ですけれども、最終的には理事者の判断になるかと思いますが、状況によっては支援についても検討をすることはやぶさかでないと思っております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○6番（石原広務君） 大野議員が質問した着地型観光推進事業については、これは常任委員会で説明いただいて、本多委員がやはり事業としては素晴らしいことなので、国の事業で、1年で育成して終わるのはどうなのかということ、大野さんと同じようなことで質問をしました。私もこの事業に関しては、本当に継続するべきだと思いますので、大野さんと同じような質問になるかと思うんですが、観光協会に委託する上で先々を見据えて、ぜひ町長、担当課長に1年で育成してくれたら先々も状況によっては、人件費の補助もそれこそ、大野さんの言葉ではないですが、やぶさかではないというようなことを委託するその中で議論できるような形で、ぜひ、担当課長に町長そういう形で伝えるような答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 担当課長も説明しておりますが、これにつきましては観光協会がしっかりその辺を考えて、どうするのかということが大事ではないかと思っております。観光協会が、結

論を出して、まちに何らかの支援を求めるということが、もし、あるとすればその時点でいろいろ考えてまいりたい。ただ十分議員もわかっていると思いますが、財源いろいろありますから、これは、スクラップアンドビルドも踏まえて、やはり新しい事業を起こすとするとあまり効果の上がっていない事業については、削っていくことも合わせて考えていかなければならないと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 常任委員会でもそういう議論になって、それで結局はその確かに緊急雇用創出事業ではあるけど、やろうとしていることは素晴らしいことだと。ましてやきょう常任委員会の資料持ってきてませんけど、取りようによっては観光協会が今まで機能してないというように伝わるような内容が謳ってあったんです。それを受けて国の事業であるけど、地域の観光資源や特産品などの知識の習得及びセミナー等、研修会の参加を9カ月の間に育成した上で、観光につながるようにしましょうということなので、財源と言われればそれまでですけど、これ本当に9カ月で育成しました。じゃその財源ありません。次につながりませんということになれば困るからということで、本多委員も質問をして、それで継続する上では財源も確保する上で、しかも観光協会に委託する上で、例えば人材の雇用する上でも、まちとしてもある程度知識として提言するべきだということで常任委員会でも話された。それを受けてどうですか。あまり財源といわれてしまうとそれ以上なものもないんですが、いかがですか町長。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この種の問題は、まだ補正をしたばかりでどういった人材を確保できるかということも、まだはっきりしておりません。したがって観光協会がこれから進めることであると思いますが、しっかりした人材の確保、そしてその後の推移を見ながら、やはり今後観光協会として、まちの観光をしっかりと進めていくという役割を担っているわけですから、そういった方向に人材が十分対応できるということで、はじめて観光協会からそういった要請が、もしあるとすれば、まちにその後の問題として出てくる。ですからその時点で私たちとしては考えるべきものであって、今の段階からその次の来年の話まで考えていくってということについては、いささか今の時点では早過ぎるんじゃないかと。じっくりその辺は進めてもらいたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 大野さんの質問中であって、担当課長から答弁いただきましたけど、要は4月から9カ月間の事業だという話でこれから観光協会と協議するわけです。今の町長の答弁だと、要はそれまで、来年以降はどうかかわからないんだということで観光協会と協議するのではなくて、要は先々わからないです確かに。でも観光協会で受ける段階で、これはきちんとした町の担当課長の、例えばお話をいただいて人材を確保しますから、ぜひということがあれば進めましょうというのが前回にあってもいいと思うんです。町長いかがですかその辺。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そのぐらいの意気込みでこの事業を観光協会を進めてほしいと思いま

す。

○議長（菅原義幸君） ほかにありませんか。ありませんか。

大野議員。

○3番（大野一男君） 16ページです。環境衛生費の大成火葬場の給水管布設工事ですが、この概要をお聞きしたいんですが、聞きたいことは大成火葬場を一時的にでも使用できないような状況に至る工事なのかどうか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 今の件についてご説明いたします。工事の内容ですが、墓地が今のところ給水管がないということで、直接浄水場から墓地まで新たに引っ張ろうと、給水間を布設しようということで、金額的には26万9,000円ほどでございます。

使用は出来ます。火葬場は使用できなくなることはありません。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第2号 平成26度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から923万7,000円を減額し、総額を17億3,812万8,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査のほか共同電算処理業務に係る予算の組替えについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは議案の30ページをお開き願います。まず歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理、補正額923万7,000円の減額でございます。内容につきましては、4月の職員異動に伴う人件費の精査によるものでございます。

次に8款保健事業費、1項、1目ともに特定健康診査等事業費では、補正額はございませんが、レセプト処理に係る共同電算処理の経費が連合会からの請求が手数料として請求されているため、支出科目を委託料から手数料に組替えするものでございます。

これに対しての歳入ですが、戻りまして28ページをお開き願います。1款、1項ともに国民健康保険税では、賦課額確定によりまして、1目の一般被保険者保険税で2,080万円、2目の退職被保険者保険税で420万円、合計で2,500万円の減額を行うものでございます。この要因としては、農業所得や給与所得などが減収となった関係からでございます。

また9款繰入金、1項他会計繰入金では歳出で申し上げました人件費の精査により、一般会計からの繰入金923万7,000円を減額するものでございます。保険税の賦課額確定によりまして2,500万円の歳入不足となりますが、26年度においても被保険者の負担を考慮し、保険税率の改正は行わずその補てんのため、2項の基金繰入金において国保事業基金から1,000万円の繰入れ、また10款繰越金において前年度繰越金1,500万円を計上し収支の均衡を図ったところでございます。

参考までに平成25年度の国民健康保険事業会計の決算見込みをご説明いたしますが、前年度は後半の保険給付費が見込みより少なくなったことなどから4,700万円ほどの繰越金が生じる見込みであります。そのうち1,500万円はただいま申し上げましたとおり、26年度の保険税の歳入不足分に充て、残り3,200万円については平成26年度国庫補助金等の精算返還金の財源として留保したいと考えております。また平成25年度において国保事業基金から1,470万円の繰入れを予定していましたが、保険給付費が少なくなったことから繰入をしなくても済むこととなりました。なお、国保事業基金の現在の保有額については5,127万円でございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明がおわりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第3号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に63万7,000円を追加し、総額を10億3,785万2,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査のほか、地域支援事業として実施する生活支援介護予防サービス基盤整備事業に係る経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の35ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額147万2,000円の減額でございます。内容につきましては先ほど申し上げましたように、4月の人事異動の精査によるものです。

次に3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額14万7,000円の減額です。3節と4節は人事異動の精査によるものです。

次のページに参りまして、18節は乗用車購入の入札執行残による減額と27節では自動車重量税の追加をお願いするものです。2目任意事業費、交付金対象分ですが、補正額225万3,000円の増額でございます。さきに大野議員からの一般質問の答弁内容になりました地域支援事業として実施する生活支援介護サービスの基盤整備事業に係るもので、地域に不足するニーズ調査や支援の創出を行うため地域包括支援センターに研修を受けたコーディネーターの3名を配置するとともに、定期的な情報共有及び連携共同の推進を図るための協議会を設置することから、その必要な経費について補正をお願いするものです。3目任意事業費、一般財源分ですが補正額3,000円の増額でございます。内容については自動車重量税ですが平成26年度税制改正に伴う引き上げによる不足分について追加をお願いするものです。

次にこれに対しての歳入ですが、前に戻りまして34ページをお開き願います。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金88万9,000円の増額。

次の5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金44万4,000円の増額は、生活支援介護サービスの基盤整備事業に係る補助金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、地域支援事業繰入金30万3,000円の増額、人件費の精査による職員給与費繰入金147万2,000円の減額をするものです。

8款、1項、1目款項目同じく繰越金は前年度繰越金で47万3,000円でございます。

ただいまご説明した内容により、歳入歳出それぞれ63万7,000円を増額し、補正後予算総額を10億3,785万2,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第4号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から39万3,000円を減額し、総額を4,098万7,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、40ページをお開きください。歳出では1款サービス事業費、1目介護予防支援事業費39万3,000円の減額は、4月1日付の人事異動に伴う給与費の精査のほか、伝送システム使用料の補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして歳入では2款繰入金、1目一般会計繰入金39万3,000円を減額し収支の均衡を図っております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第5号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から6万9,000円を減額し、総額を2億8,023万円とするものでございます。

その主な内容でございますが44ページをお開きください。歳出では1款事業費用、1項営業費用6万9,000円の減額は4月1日付の人事異動に伴う給与費の精査のほか、それに伴う財源振替の補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして歳入では1款事業収入、2目他会計繰入金6万9,000円を減額し収支の均衡を図っております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は提案理由の説明でご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第 1 5 議案第 6 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 5、議案第 6 号 平成 2 6 年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 3 5 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 3, 3 3 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容ですが 4 8 ページでございます。歳出では 2 款資本的支出、1 目建設改良費 3 5 4 万 2, 0 0 0 円の追加は、修繕料として瀬棚区の営農用水道西大里地区の空気弁や減圧弁の修繕に係る経費について補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして歳入では 2 款資本的収入、1 目他会計補助金 3 5 4 万 2, 0 0 0 円を追加し収支の均衡を図っております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 7 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 6、案第 7 号 平成 2 6 年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から368万5,000円を減額し、総額を4億6,794万8,000円とするものでございます。

その主な内容ですが53ページでございます。歳出では1款事業費用、1項営業費用365万9,000円の減額は4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査のほか、それに伴う財源振替えと2款資本的支出、1項建設改良費2万6,000円の減額、これも人事異動に伴う給与費の精査についてで、それぞれ補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして52ページになります。歳入では1款事業収入、1目他会計繰入金365万9,000円の減額などにより収支の均衡を図っております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解をいただいたものと思います。内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第8号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に4万2,000円を追加し、総額を5,617万8,000円とするものでございます。

その主な内容ですが58ページをお開き下さい。歳出では1款電気事業費、1目一般管理費4万2,000円の追加は、風車の修繕に係る経費の追加や風力発電事業基金積立金の減額などについて補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして、歳入で2款繰越金、1目繰越金4万2,000円を追加し収支の

均衡を図っております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解をいただけるものと思います。
内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第9号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その3でございます。本件は過疎計画の変更についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するにあたり議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。
西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案その3の2ページをお開き願います。議案第9号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、変更理由書によりご説明を申しあげます。今回変更しようとする部分につきましては、表の右側、変更後のアンダーラインの付いている下から2項目でございます。区分につきましては、5医療の確保、事業名は（1）診療施設病院となります。事業内容につきましては骨密度測定装置購入事業、それから人工呼吸器購入事業、いずれも事業主体は町、備考欄には北檜山区と記載されます。変更の理由といたしましては、現有の医療機器等を更新し地域の基本医療、初期医療のプライマリーケアや、公的医療機関として保健、医療体制を充実させるため本事業を追加しようとするものでございます。なお、これら2件につきましては当初予算におきまして、すでに議決をいただいているもので

ございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 諮問第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 3ページをご覧ください。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の任期満了に伴い次の方を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は、せたな町大成区都91番地2、氏名、名平継義、生年月日は昭和28年5月15日生まれ61歳でございます。

次の4ページに経歴等を記載してございますが、内容は省略させていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案については、これを適任と認め、答申したいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本件はこれを適任と認め、答申することに決定いたしました。

◎日程第20 意見案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、意見案第1号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○11番（平澤 等君） 意見案第1号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書。この件につきましては、北農中央会で道内109カ所の各JA本店所在地の自治体に要請してございます。

内容の説明をいたします。今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや、農業委員、生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについて、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されます。よって農林水産業地域活力創造プラン改定に当たっては、真に農業者の所得向上、地域生活インフラ維持向上、国民に対する食料供給の安定確保、農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱うこと。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって意見案第1号は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第21 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第22 発議第2号

- 議長（菅原義幸君） 日程第22、発議第2号 議員の派遣を議題といたします。
提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。
議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
本件は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

- 議長（菅原義幸君） お諮りいたします。
今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。
よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、今本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

- 議長（菅原義幸君） 以上で平成26年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年7月14日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 平 澤 等

署 名 議 員 奥 村 喜美男